

個の尊重と学校教育

—不登校児童生徒への支援に関する公開研究会の記録(1)—

小野 昇平*・本山 敬祐*・坂本 徹**

Respect for the 'individual' in School Education : Record of the public meeting for the study about the support to absentees (1)

Shohei ONO*・Keisuke MOTOYAMA*・Toru SAKAMOTO*

Key word : 個の尊重 respect for the individual
不登校 absentees
公開研究会 public meeting
フリースクール free school

1. 公開研究会の概要

本稿は2018年12月1日に開催した東北女子大学家政学部公開研究会「『個』の尊重と学校教育～不登校児童支援を中心に～」の記録である。本研究会は、小学校教員と保育者の養成課程を有する東北女子大学家政学部児童学科の小野昇平と本山敬祐が企画・運営し、当日もそれぞれの専門分野から話題提供を行った。小野昇平は研究会設立の趣旨の説明に加え、法学の視点から個の尊重と学校教育の関係を考える際の理論的な視点を提示した(2節)。本山敬祐は教育行政学の視点から日本におけるフリースクールの概況を説明し、フリースクールと学校および教育委員会との連携による公教育の変容を例示した(3節)。

青森県における不登校支援において、2018年は一つの画期であった。同年7月2日にNPO法人コミュニサーあおもりがフリースクール「あおもりサニーヒル」(以下、「」を省略する)を開校した。あおもりサニーヒルは開校時に「県内唯一」¹や県内初ともいわれた。青森県において今後の不登校支援を検討していくにあたってはフリースクールについて理解を深める必要があると考え、あおも

りサニーヒルの校長(当時)²を務める坂本徹氏をお招きした。坂本さんにはあおもりサニーヒル開校までの経緯や開講当初の理念等についてお話しいただいた(4節)。内容を先取りすれば、あおもりサニーヒルは青森県における新たな不登校児童生徒のための居場所であるだけでなく、坂本さんご自身のこれまでの取組を含む青森県における学校外の不登校支援の系譜に連なるものとして位置づけられる。

個別報告の後にはパネルディスカッションを行い、不登校児童生徒を支援する際の視点や教育において個を尊重するとはどういうことかについて議論を深めた(5節)。

本研究会は、平成30年度大学コンソーシアム学都ひろさき活性化支援事業による補助を受けたものである。そのため、本研究会で得られた知見をより広く共有することが地域貢献につながると考え公開研究会の記録を公開するに至った。次節以降、文末注による補足説明や話の流れを大きく変えない程度の修正を除き、研究会当日の発表や質疑を文字起こししたものを掲載している。

2. 子どもの権利と学校

それでは個の尊重と学校教育、子どもの権利と学校というテーマでお話をさせていただきます。

*東北女子大学

**フリースクールあおもりサニーヒル

本研究会のタイトルにもなっております個の尊重というものは、こちらのチラシ、私が作成したのではございますが、こちらはいろいろな色の色鉛筆がたくさん書いてございます。私が今回の研究会のテーマを考える際に、最初はこの背景の画像を例えば学校であるとか教室であるとかそういうものにするのも考えたわけですが、学校であるとか教育であるとかそういったことの前に、人間が一人ひとり個人として尊重されるということを重視したいと思い、この色鉛筆一本一本が一人ひとりの子どもたちであるということをイメージしました。

そうした個の尊重というものを例えば日本国民であるとか、青森県民であるとか、〇〇小学校・中学校の生徒であるとか、そういった人間の集団を集団として捉えるのではなく、一人一人の人間を個人として尊び重んじる、その個人の権利を尊重するというをここでは意味しています。タイトルに個人の尊重といわずに個の尊重としましたのは、意味としては同じような意味にはなるのですが、その人を見るのはもちろんなんですけれども、その人それぞれの個性であるとか特徴であるとかそういったものひとつひとつを尊重するというような意味合いがあって個の尊重とタイトルをつけさせてもらいました。

私はその中でも子どもの権利という観点からお話をさせていただきます。子どもの権利が学校教育との関係でどのように反映されるべきなのか、また特に今日の問題である不登校児童支援というものとの関係でどのように捉えられるべきなのかといった点について報告をさせていただきます。

レジュメの2.にうつります。先ほどから私が述べております子どもの権利とは、言い換えれば子どもの基本的人権ということになります。その意味ではその子どもの権利というものは書いてあるものとしてまず参照されるべきものは日本国憲法であろうということになります。日本国憲法における基本的人権に関する種々の規定の中でも最も重要であるとされているのは憲法第13条に書かれております「すべて国民は個人として尊重さ

れる」という文言です。この個人として尊重されるという文言は人権保障の根拠であるとも称されるもので、なぜ憲法に規定されている基本的人権というふうなものが保障されなければならないのかということの実質的な根拠を示しているものと理解されています。先ほど述べましたように、本研究会のタイトルもこの憲法13条というものを念頭に置いているものであります。また、レジュメのほうには憲法第13条に加えて第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利というものと、第26条の教育を受ける権利というものも記載してございます。こちらも本研究会との内容において触れなければならない重要な条文となります。

特にこの第26条につきましては学校教育を含む教育制度を国が用意しなければならないのは、国民一人一人が教育を受ける権利を有しており、それを国が保障しなければならないからです。後に述べますがこの個人の教育を受ける権利に対して国がどのようなところをどこまでやらなければならないのかという点が重要になってくるわけでございます。

一言付言すればこの第26条につきましては、特に26条の1項よりも、2項の「すべて国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」といういわゆる親の就学義務が学校に行かせる義務というような観点で語られることがあるのですが、憲法というものはそもそも国家権力を制限して国民の権利を保障するという性格のものでございますので、国民、特に親がその保護する子女を学校に行かせなければいけないということよりも、その子ども一人一人が教育を受けることができるということをむしろ重要視するべきであると考えております。

次に(2)に児童の権利条約、Convention on the Rights of Child、CRCと省略されることもございますが、に触れておきたいと思っております。本来条約というものは、国家間の約束でございまして、厳密には子どもと国との間の約束や権利義務を定めたものではございません。しかし日本においては、条約というのは批准と同時に国内においても

法としての効力をもつということになっておりまして、その効力というものは通常法律よりも優位するということになっています。ですから日本もこの条約を批准したからには学校教育を含む子どもたちに関わる様々な場面において、この条約に書かれていることが適切に遵守されているということを確認しなければなりません。

同条約では子どもの権利に関するいくつかの重要な規定を置いています。本日は時間の都合上そのすべてについて説明するのは難しいため、2つの条文についてだけ述べさせていただきます。

まずこの児童の権利条約において特に重要とされるのが、第12条に規定されている意見表明権と呼ばれる権利です。第12条は、締約国が、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する、児童の意見は児童の年齢及びその成熟度にしたがって相応に考慮されると規定しています。この規定は子どもに意見を表明させそれが考慮されるいわゆる意見を聞いてもらえる権利、right to be heardであるとされています。児童の権利条約の第13条に、この権利とは別に表現の自由が別途規定されているということと合わせて考えてみますと、子どもを大人の言いなりにすることなく子どもを個人として尊重するという同条約の理念を象徴する権利であると言えます。すなわち、大人も共有する基本的人権というふうなものをただそれが子どもに当てはまるということだけでなく、子どもであるからこそこのような意見表明権を保障しておかなければならないということであり、子どもは大人の言う事をただ聞いていれば良いという19世紀以前の子ども観というものを明確に否定する趣旨をここから見て取ることが出来るわけです。

古く19世紀のアンデルセンの童話『人魚姫』において、地上に出て行く人魚姫は声を失うというエピソードがありますが、即ちこれは大人の世界では子どもは発言権を許さないということであり意見表明権を否定することの暗喩であるとする研究もございます。

また、本報告との関係では同条約が子どもの教

育を受ける権利を規定している点が注目されます。すなわち、同条約第28条は締約国の教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等の基礎として達成するための措置を取る。また、締約国は学校の規律が児童の人間の尊厳に適応する方法で運用されることを確保するための全ての適当な措置をとると規定してございます。この前半部分につきましては日本国憲法26条や教育基本法などに書かれていることと大きく変わるところはございませんが、後段の文言については条約レベルでこの点を締約国に義務付けている点は興味深いと言えます。教育は子どもの権利であり、学校はそのための場である。そうである以上は絶対視されるべきは学校そのものではなく子どもの教育を受ける権利であり、子どもたちが個人として尊重されるということ これらの条文は述べていると言えます。

続きましてレジュメの3にうつりたいと思います。今ほど述べましたように、子どもの権利は子どもたちの成長の過程において常に尊重されなければならないものですが、学校教育との関係でも文科省は児童の権利条約批准年である平成6年に「児童の権利に関する条約について」と題した通知を発し、各都道府県の教育委員会や都道府県知事に対しまして児童の権利条約の批准を受けて学校においても児童の権利の保障を徹底するべきとしています。この通知は、いじめや体罰の問題に触れつつ、通知の4において、例えば校則の制定に際しても条約に規定される子どもの権利を尊重すべきことを述べています。そして、同通知は続けて児童の権利条約に規定される子どもの権利の中でも、特に子どもの意見表明権が重要である旨を述べているわけです。

このように憲法はもとより児童の権利条約に規定されるような意味での子どもの権利というものは学校現場でも十分尊重されなければならないのですが、この点との関係でよく問題となるのは、子どもの権利の尊重というのは子どもをどこまで自由にすることを意味するのかということ。すなわち、子どもの権利という言葉に対しては、

例えば子どもの我儘の容認になるのではないか、あるいは権利を濫用する子どもが出てくるのではないかという批判が加えられることがしばしばあります。参考資料の4に載せました評論家の意見というふうなものは、多少オブラートに包まれた言い方にはなっていますが、同様の意見は、例えば各自治体での子どもの権利条例制定に向けたパブリックコメントにおいてもよくそのような批判がなされているのを目にします。県内では青森市において子どもの権利条例というものが制定されておりますが、その権利条例の制定にあたってのパブリックコメントの中でもこういった子どもの権利や自由に対する批判的な意見がしばしばなされておりました。

こういった意見の違い、先ほど私が憲法や児童の権利条約との観点で述べたものと今ほど述べましたそういった子どもの権利に対する批判といったものは、先ほども少し触れましたがいわゆる子ども観の違いによるものだと言えます。今述べましたような、子どもに権利を認めれば子どもが我儘になる、あるいは子どもの権利が人間として当然に認められる固有の権利であるにもかかわらずそれを法律で与えられた特別の権利であるかのように捉え、基本的人権については本来問題にならない権利の濫用という言葉を使用する。このような子どもを大人の枠に収めるような子ども観というものは、先ほど述べました児童の権利条約で否定されたものであり、少なくとも法的には認められないと言えます。

基本的人権の観念が浸透した現代においては、原則は自由であり例外的にそれを制限することができるというのが基本的な考え方であり、それが子どもであるからといった理由だけで自由を制限されて良いということにはなりません。

なお先ほど述べました児童の権利条約というものは特にいわゆる児童福祉とか社会福祉とかそういった分野ではよく知られているものでございまして、例えばつい最近ですね、社会福祉協議会というところが刊行している『保育の友』という雑誌があるのですが、保育現場の方たちに対するい

ろんな最新の制度の動向を知らせる雑誌なのでございますが、そこで、子どもを尊重する保育とは何かという、児童の権利条約に触れながら子どもを尊重する保育というものをどうやっていくかということが特集で組まれていたりします。

しかしながらですね、当然のことながら社会においても学校においても子どもに関わらず個人の自由を完全な形で認めるということは難しいですし、又は場合によってはそれは妥当でないという場面もあろうかと思えます。ただそれは、自身の他の基本的人権の保障のため、又は他者の基本的人権の保障という関係で特定の基本的人権を制約せざるを得ないというふうな場合に限られます。法律的にはこれを、公共の福祉による制約と呼びます。ただし注意が必要なのは、こういった公共の福祉による制約というのはそもそもが例外的であるということが認識されていない場合があると。またその上しばしばですね、目的の正当性によって手段の正当性が推定されがちだということが注意点としてあげられます。当然のことながら、どんなに正しく崇高な目的であってもそのためであったら何をして良いというわけではないということです。さらにその目的についても、例えば目的として子どものためだということもあろうかと思えますけれども、しかしその目的は子どもの何のためなのか。例えば子どもがテストで良い点を取るようになるためなのか、将来社会に出て困らないようになるためなのか、友達と喧嘩をしないようにするためなのか。子どものためと一口に言っても、あるいは教育的目的という言葉もよく使われますけれども、その内実というふうなものは様々なものでございますから、この点は可能な限り丁寧に検討されるべきであろうと、人権の制約というのは本来であればそのようなものだと言えます。

これ以上の詳細を述べますことは本研究会の趣旨からいささか離れてしまいますので、ここまでの指摘にとどめさせていただきますが、個人には自由がある一方で、公共の福祉による制約として認められる範囲に限り、その自由が完全な形で認められない場合があるという点は、特に学校で

の教育という場面においては、また難しい問題を引き起こすわけでございます。すなわち、学校というものは、教育を受ける権利を実現する一つの制度でございますが、学校を含めて教育制度、あるいはそもそも制度というのは一般に完全には両立しない様々な要素の均衡を図りながら設計されるものであって、そこでは例えば特定の個人の人権が他の多数の個人の人権との兼ね合いで制約されなければならない場合も生じるわけです。全ての子どもには教育を受ける権利があり、日本においてはその教育というものは、原則として学校という制度の中で提供されることとなっております。そうすると、本研究会のメインテーマであります不登校児童支援の問題がまさにそうですけども、種々の理由で学校に通えなくなってしまったという子どもに対しては教育を受ける権利があるにもかかわらず教育を受けることができないということになります。しかし、このような子に対して元の学校において自分のクラスとは離れて個別にその子だけに別途教育を行うというふうなこともそもそも学校という制度は原則として全ての子どもたちの教育を受ける権利をなるべく完全な形で満たすために設計されているものでございますので、そういった学校という枠組みの中では難しいか、あるいは適切ではないということも考えられるのではないかと思います。

他方で、こういった学校に通えなくなった子どもの教育を受ける権利というものはあるわけですから、そういった教育を受ける権利が保障されなまま放っておくということはそれ以上に適切ではなく、それ故何かしらの代替的手段によるこれらの子どもたちの救済の必要性が出てくると考えられるのです。

本日この後お話いただくフリースクールの話というのも私としてはそのように位置づけられると考えております。レジュメの4にうつります。今お話したように、教育を受ける場である学校という場に通えなくなってしまった子どもにも教育を受ける権利がある以上、何らかの形で代替的な教育機会を設ける責任が国にはあるわけですが、そ

してそのようなことを定めた法律が一昨年成立しまして昨年施行されました。いわゆる教育機会確保法という法律でございます。この教育機会確保法の特徴的な点は、まず前文においてですね、児童の権利条約についての言及があることです。いわゆる不登校児童生徒が児童の権利条約等で規定されている教育を受ける権利というものを十分に保障されていないということを認めていると捉えられるからです。少なくとも私の知る限り教育と名の付いた法律に児童の権利条約という言葉が明確に出てきたのは恐らくこれが初めてではなかろうかと思っております。しかし他方で、同法の中身を見る限り、この法律において具体的な支援策が打ち出されたとは言い難い内容だと言えます。本日私の報告では同法の第10から第13条に着目します。この10条から13条までの規定は、一見したところ、原則として元通り学校に通える、それがだめでも特別に編成された教育課程を、さらには公立の教育施設における教育を、さらには学校以外の場における学習のように、多層的なフォローがなされているにも思えるのですが、特別の教育課程における学校の整備、学習支援を行う公立の教育施設の整備等については必要措置を講ずるよう努めるという実質的に何もしなくても良い規定となっております。学校以外の場についても状況を把握するために必要な措置を講ずることが定められているに過ぎません。また、学校以外の場において学習についても不登校児童生徒およびその保護者に対する情報提供等の支援を行うために必要な措置を講ずるという極めて間接的な規定に留まっております。そしてもう一つ気になる点としては、学校で行われるものや教育施設において行われるものは教育であるのに対し、学校以外の場において行われるのは教育ではなく学習であると書かれている点です。同法が国会において審議されている際に、当初フリースクールなどに法的な位置づけを与える内容の規定があったものが削除されたという経緯があったとされていますが、このような規定文には同法が不登校児童生徒の教育を受ける権利を十分に保障していると言えるの

かという点について疑義を生じさせるものとなっております。

時間がなくなって申し訳ございません。最後に、「おわりに」に入りたいと思います。先に触れました児童の権利条約について、ユニセフによる解説によれば、教育の義務化というふうなものは、通学の義務化を意味しません。教育と学校は同義ではなく、子どもの教育は学校外でも可能であるし、子どもが通学しているからといって必ずしも教育を受けていることにはならないのです。もちろん、一般的には学校こそが子どもの教育を受ける最善の場所であるというふうに児童の権利条約の起草者は考えていたようですが、これはそもそも学校制度が確立していない途上国の存在を前提としたものですし、児童の権利条約では、児童の教育を受ける権利と単に学校に通わせるということの意味するのではなく、学校の中でどのように過ごすかという点をも重視しているとされています。児童の権利条約における教育権の規定は、教育が子どもの完全な発達 (full development) を促進するという目標を果たすことができるよう、国が十分な注意を払っていかねばならないということを求めています。子どもたちが教育を受けることができなくなれば、子どもたちが教育を受ける権利以外の他の権利をも実質的に享受できなくなってしまうのです。その意味で、児童の権利条約の観点からは様々な事情で学校に通うことができている全ての子どもたちが何らかの形で教育を受けられるように適切な対策をとるということは、教育機会確保法にあるような努力義務ではなく、そのような状況を作り出す結果を求めるものであると言えます。本日の私の報告はあくまでも条約や法律の条文をもとに雑駁な理論的説明を行ったに過ぎず、特に現場の先生からはこれだから学者は頭でっかちで困るんだというふうなご意見もあろうかと思いますが、本日私が述べましたような理論というふうなものは現場での実践の際の考え方の指針の一つとなるものであると理解しております故、このような考えをするものもあるというふうなことを片隅に置いて頂けまし

たら幸いです。少し長くなってしまいましたが、以上で私の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(小野 昇平)

3. 日本におけるフリースクールの動向

私からは日本におけるフリースクールの動向ということで、日本のフリースクールについてこれまでの研究等からわかっていることをいくつかご紹介します。

本題に入る前に、話者の前提を明示しておきます。本日のテーマである不登校について語るときは、どういう視点から語るのかということ自体が難しい問題でもあります。臨床的な視点や社会学的な視点など様々な視点があるわけですが、私自身は不登校について「自分が自分であるための自己防衛としての表現」であるという精神科医の渡辺位さんの言葉をよく用いています。学校からすると不登校はあくまで不適応行動なわけですが、その子にとってみればそうならざるを得ない状況であるというのが私の理解の根本にあります。文部科学省が一昨年2016年9月14日に出した通知では、不登校を問題行動と判断してはいけないことが明示されました。不登校の解決として学校復帰を掲げた過去の通知の見直しも進められており、こういった視点は共有されつつあると感じています³。また、必ずしも教育現場で共有されるわけではないかもしれませんが、教育行政学では学校教育も行政サービスの一種とみることができます。行政機関が担っている限り児童福祉も行政サービス、学校教育も行政サービスです。サービスという言葉に抵抗がある方もいるかもしれませんが、いずれも憲法に規定された一人一人の人権を保障するために実施されているものです。このように考えると、政府が行政サービスとして提供する学校教育、とりわけ義務教育は均質の内容を大量かつ安定的に提供できる点に特徴があるといえます。日本全国どこへ行っても同じような内容と水準の教育が受けられるのは、世界的にみれば実はすごいことです。一方で、均質な教育内容ということからしますと、制度の逆機能として「落ちこ

ほれ」あるいは「吹きこぼれ」があげられます。学校の授業についていけなくて困っている子どもがいれば、逆に学校の内容がつまらないということで日々の学びに充実感が得られない子どもも出てくるのは、学校教育制度の前提を踏まえれば不可避であるといえます。

このように考えていきますと、学校の外に個に応じた学習機会が求められるというのはある種の必然です。学校の勉強がつまらないという子に関しては学習塾が市場においてそのニーズに応じていたのに対して、不登校の子は初期の頃は病気とみなされて教育の対象というよりは治療の対象でした。したがって、不登校の子どもの教育機会の保障というのは学習塾が出てきた時期よりも10年以上で遅れてきたように思われます。

具体的な話に入ります。まずフリースクールの定義は何だということになりますが、一言でいえば厳密な定義はまだありません。そこで、教育学関連の事典やフリースクールを対象とした各種調査を参考にみていきます。手元にある事典では、2002年に出されていたものにはフリースクールという項目があるわけですが、諸外国での実践が紹介されています。一例ではありますが、当時の事典に日本のフリースクールのことは書かれていなかったわけです。

ところが近年は、日本におけるフリースクールに関する記述が事典においても見受けられるようになってきました。日本ではフリースクールは不登校との関連で捉えられる傾向がありますが、佐川(2018)はフリースクールの実践は不登校をめぐる諸課題と連動して多様化してきているということを指摘しています。例えば、フリースクールを利用していた子どもが高校に入っても中退するようになった場合、フリースクールの中にもサポート校ということで義務教育を終えた子どもを受け入れるところも存在します。さらには社会に出るための就労支援が課題になり、教育だけではなく福祉行政にも関わる事業を展開していくフリースクールも出てきています。そのため、フリースクールが受け入れる子どもの対象は義務教育段階

に限らず、また、行政分野からみても教育支援に留まらない存在になりえます。

このような背景からフリースクールを厳密に定義するのが難しければ、フリースクールを対象に行われてきた調査を通じて、フリースクール像を理解するのも有効かもしれません。量的な把握というのも徐々に進んできました。代表的な調査の一つとして文部科学省が2015年に行った調査があります。この調査の対象となった民間の団体・施設が474か所です。日本においてフリースクールについて理解するにあたって調査票を送ったこの数自体が意味のある情報になります。概要をみていきますと、組織形態としては約46%がNPO法人で、スタッフのうち教員免許状の所有者が36.8%です。「フリースクールは素人がやっているんでしょ」と言われることがありますが、教員経験の有無に着目すれば教員免許をもっている方は一定数いるということになります。また、一団体・施設あたりの在籍者数の平均は13.2名ということで、それぞれ小規模な形でやっているということが予測されます。そして、各フリースクールに義務教育段階の子どもが何名いるのかをたずねた結果として出てきたのが4,196人という数字です。

この4,196人という数字自体がひとつの発見なのですが、同年度のいわゆる問題行動調査と比較することで、この数字がもうひとつの意味がでてきます。文部科学省は毎年不登校児童生徒数や不登校児童生徒がどういう支援を受けているのかを調査しています。フリースクールに対して行った調査が2015年の3月なので2014年度になるわけですが、2014年度間のデータが示される2015年度の問題行動調査では、不登校児童生徒のうち民間の施設・団体で指導・支援を受けている子の数は2,633名とされています。もしかしたら不登校児童生徒がフリースクールで支援を受けていたとしても、学校では十分に把握できていかもしれません⁴。

フリースクールの実態について、私がお名前を拝見したことがある範囲でのご紹介になりますが、青森県内でも青森市、八戸市、弘前市のそれぞれ

に不登校に関する支援団体があります。弘前市については本日別の場所で講座を開かれている「ユースひろさき」さんのチラシを送っていただきました。後ほどお渡しします。さらに、「ひろさき不登校親と子のほっとスペースきみだけ」という居場所支援をされている方もおられます。青森県全域にまたがるものとして「不登校を考える親の会」や、坂本先生がなさっている「子どもたちの未来を考えるネットワーク会議」があります。これらは私が知っている限り今年設立された団体や開始された活動になっています。青森県内でもフリースクールをどう理解し、社会の中で位置付けていくかという課題は、決して他人事ではなくなっています。

そこで次にみていくのは、日本におけるフリースクールの普及過程です。時間の都合上本当に大まかではありますが、1970年代80年代までさかのぼって考えていきます。1974年には高校進学率が90%を越えて義務教育以降の学習が一般的になっていったのに対して、80年代にははじめや校内暴力が社会問題となっていたとされます。こうした学校病理の解決を求めて、1970年代末より脱学校論や諸外国のオルタナティブ教育が日本で紹介され始めています。1985年には今でも続いており数あるフリースクールの中でも影響力の大きい東京シューレが設立されました。

しかしながら、80年代から90年代初頭にかけては戸塚ヨットスクール事件や風の子学園事件について言及しなければなりません。いずれもいわゆる民間の矯正施設に通っていた不登校児童生徒が死亡してしまうという痛ましい事件です。特に風の子学園事件では教育委員会の責任が裁判で問われることになりました。その翌年に文部省は「不登校はどの子にも起こりうる」という認識を示して民間施設を利用する不登校児童生徒に対する指導要録上の出席扱いを認める制度が導入されるわけですが、日本において学校教育と不登校児童生徒を支援する民間施設と関係は非常に不幸な事件から始まったというのは忘れてはいけません。

つづいて注目すべき節目は、1998年に成立した

NPO法です。それまで任意団体としてしか活動出来なかったフリースクールのうち、一部がNPO法人を取得して公共サービスの担い手になっていきます。NPO法自体は不登校対策の促進を意図したものではありません。しかし、東京シューレは1999年にNPO法人になったことで、行政と連携する際のハードルが下がったという記述が残されています。先ほどの文科省による調査でもNPO法人が多くを占めていたことを踏まえれば、不登校支援においてもNPO法の意義は大きかったといえます。さらに、先ほど小野先生からお話がありましたように、2016年に教育機会確保法が成立したことも大きな転機となります。

フリースクールの役割や意義についてみていきます。まず、フリースクールにおける学びの特徴についてです。不登校支援に限定せずフリースクールといえば自由という言葉が真っ先に想像されますが、学校教育における自由とは何なのかということを考え実践してきたのがフリースクールであるともいえます。そこで世界初のフリースクールと称されるサマーヒルを設立したニールの記述にあたってみますと、「自分自身である自由」を尊重する学校を目指して設立されたと書かれています。サマーヒルスクールの具体的な特徴として、授業への出席の自由がたびたび注目されています。このように個人の意思が尊重される一方で、ニールは出席した授業で騒いで授業を妨害するような人の自由を侵害する自由までは認めていません。つまり、ここでは他者の権利を侵害しない限りの自由が想定されています。そして、具体的に何がどこまで許容されるのかは人によって異なることから、学校の決まりは全員参加のミーティングを通じて決めることが重視されています。

全員参加のミーティングのように多くのフリースクールに共通する特徴として考えられるのが、自治あるいは対話を通じた民主主義社会の主体の育成です。つきなみですが、民主主義の本質というのは、自分たちの決まりは自分たちで決めるということに求められると考えられます。その決定に直接関わることもあれば間接的に関わることも

あるかもしれません。ただし、学校において自分たちのことは自分たちで決めるというのが重要な要素であるとする、教師と子どもは対等な関係であることが求められます。子どもが決めたことを教師が指導だといって自らの判断だけでひっくり返すことはなく、ミーティングでは教師も子どももそれぞれ一票もっています。このような実践を通じて子どもには自治や他者と折り合いをつける能力を含む社会性が身についていくと思われれます。

フリースクールの存在意義と課題について、一般的にNPOに指摘されていることと重ねて検討していきます。まず存在意義について、ここでは3点あげます。第一に権利擁護です。フリースクールが存在することで、一部の不登校児童生徒の教育を受ける権利が保障されてきました。第二に、メインストリームに対するオルタナティブの提示です。当事者性や実践に基づく情報発信、また支援者によるアドボカシーというのもフリースクールの存在意義として認められます。アドボカシーによって、不登校児童生徒の意見表明権も保障されることとなります。第三に、開かれた存在であるということです。自由の中には出入りの自由というのも含まれるかと思われれます。それは子どもだけでなく私のような者でもボランティアとして出入りさせていただける自由でもあったりします。ボランティアを通じて肩書抜きに人が集まり学べる場所であり、いろんな人の出入りがあることによって情報や資源が集まり、新たな価値を生み出すことが期待されます。

一方で、フリースクールにはフリースクールの弱さもあると言われます。一つはアマチュアリズムで、学校の教員が専門家であるとする、当事者意識をもってフリースクールでの教育活動に取り組んでいる方はある種アマチュアとして見られかねません。第二に、慢性的な資源不足です。人財、資金の不足が避けがたく、組織の継続性につながる課題であります。

これらの存在意義や課題を踏まえれば、学校や教育行政にはフリースクールとの連携による不登

校児童生徒への支援が求められます。日本でも一部の自治体ではフリースクールと積極的に連携してきたところもあります。そこで、官民が連携を重ねていくことで生じた日本の公教育への影響というのをみていきます。そのひとつが不登校特例校です。特に京都市立洛風中学校は、先ほどのニールの教育論を教育実践の柱の一つとしています。子どもを学校に合わせるのではなく、学校を子どもに合わせるのを意識した公立の中学校です。また、秋田県では「スペース・イオ」という教育特区事業を通じて設置されたものですが、教育委員会が提供する「フリースクールの空間」とされています。開設当初は1か所から始まったものが、現在は4か所まで増えています。また、フリースクールと同じ現場レベルの公的機関である教育支援センター（適応指導教室）も一部では変わりつつあります。有名なところでは川崎市に設置されているフリースペース「えん」は、公設民営型のフリースペースです。公設民営のため、利用者は無償で利用できます。こちらの「えん」は川崎市が制定した子どもの権利条例を根拠として設置されています。

一方で栃木県高根沢町フリースペース「ひよこの家」は、「表面的な学校復帰を前提としない」と明示している教育支援センター（適応指導教室）です。この「ひよこの家」の特徴というのは、当時の町長が東京シューレのOBOGらを中心として設立した「不登校新聞」を購読し、また、教育委員会の職員が川崎市のフリースペース「えん」への視察を通じて「ひよこの家」の運営方針が具体化されたと記されています。限られた例ではありますが、フリースクールができたことで行政機関も変わりつつあるということが見えてきます。

最後に、フリースクールにおける実践から得られる示唆を教師教育に生かしていく研究を紹介します。フリースクールにおける特徴を自由や開放的であるとする、その対極にある管理主義教育が行きつく先が「全制的施設化」です。刑務所のようなイメージです。学校が刑務所のようなとなると、学校や教師は抑圧的、閉鎖的、規則主義的に

なっています。今津孝次郎は、このような特徴を帯びた学校を「かたい学校」と呼んでいます。「かたい学校」に対して、脱学校論やフリースクールにおける実践から導き出される学校像を「やわらかい学校」と呼んでいます。「やわらかい学校」には開放性、柔軟性、親密性、自己改善性という特徴があります。「やわらかい学校」ははじめや体罰を生まないだけでなく、変化の大きいこれからの社会に専門職としての教員の職能開発を支えるとも述べています。このように、不登校児童生徒への支援だけでなく個を尊重する学校教育について検討していく際に、日本におけるフリースクールによる実践から生まれてきた「やわらかさ」から学ぶ必要があると考えます。

話題提供としてのまとめとして、フリースクールについては賛成か反対かを問う段階から、社会的な役割、制度上の位置づけを問う段階にあると考えられています。教育機会確保法が成立したことや公教育が変わりつつあるという現状を踏まえると、フリースクールをどう位置付けるかという視点でフリースクールをみていく必要があると考えられます。また、研究上の課題としてはフリースクールと学校教育、教育行政との相互作用から生まれる価値や仕組の記述が必要であるとも考えています。さらに、最近の黒髪訴訟にみられるように、改めて学校が何に対して責任を持つのかというのも問わざるを得ない状況にあります。そこで、先ほど小野先生のお話にもありましたけれども、やはり憲法 26 条をベースにして考えていく必要があるのではと感じています。

そして具体的な学校像について考えていくときには、下村（1978）の言葉を借りれば「控えめな学校観」の承認が求められるかもしれません。不登校児童生徒への支援に関しても何でも学校で解決できると思わず、様々な機関との連携によって広い意味での公教育というのを描き直せないかと考えています。（本山 敬祐）

4. フリースクールの現場から

こんにちは。坂本と言います。先ほど紹介いた

だきましたが色んなことに首を突っ込んでおりまして、不登校の子の世話やフリースクールの運営に関わったり、まちづくりや生涯学習振興に関わったりしています。それから、高校生や大学生と一緒に異年齢交流事業などもやっています。

もともとは高校の数学の教師でした。数学で生きていくつもりでしたし、部活を子どもたちとやりながら教師を続けていこうと思っていたのですが、平成元年に「青森市に新しくできる社会教育センターに行ってみろ」と言われて、いわゆる社会教育に足を踏み入れました。37年間務めた中で実は学校教育が17年、社会教育が20年という、行ったり来たりしながら、しかも社会教育の方が長いという人生を歩みました。ですから職名もいろいろありました。教諭、指導主事、「学校地域連携推進監・課長代理」というという凄く長いのもありました。それから校長と所長。昨年3月に社会教育センターの所長で定年退職して、今はフリーになって2年目ということになります。

ここに招かれたのは、県内初のフリースクール「あおりサニーヒル」の校長としてということです。あおりサニーヒルの責任者は西川さんという方で、コミュニサーあおりというNPOの理事長さんです。私がセンターの所長だったときに、「不登校の子の面倒をみたい」、「学校に行けない子たちの居場所をつくりたい」ということでアドバイスが欲しいと訪ねて来られた方です。それがきっかけで、今年の7月にフリースクールを開校するにあたって、校長を頼まれて現在に至っています。

校長といっても普通の学校の校長とは少し異なります。私の役割は3つあります。一つめは教育的見地からのアドバイスです。サニーヒルには教育経験のあるスタッフがいません。子供や保護者に対する接し方からスクール運営まで、幅広いアドバイスが求められます。二つめは、サニーヒルと教育委員会や校長会などを繋ぐパイプを作ることです。教育界との連携が重要かつ不可欠ですから。三つめは教育相談です。不登校の子たち、あるいはその保護者の相談にのることです。

このパンフレットを見ていただくと私たちが目指すフリースクールがどういうものなのかというのがわかります。「あおもりサニーヒルとは」、「児童生徒のみなさんへ」、「保護者の皆さまへ」というところを読んでみてください。まだ週3日だけの開催で、基本は月水金となっています。いずれ毎日開校したいとは思っています。実は、開設前にいろいろ相談したときに、毎日やろうかという話もあったんです。毎日午後だけとか。でも、いろいろ考えた末、時間帯を長く設定することを優先しました。9時から夕方6時半まで。早い時間からの居場所を確保してやりたい。あるいは朝弱い子にも対応できるようにしたい。親御さんが迎えに来られる時間まで子どもたちがいれるようにしたい。そういうことで、毎日やるよりは、時間帯を長くすることをとりあえず選んでみようということで今やっています。運営等の問題もありますが、将来的には毎日できるようになっていきたいと思っています。

サニーヒルという名前は、イギリスのスコットランドにある「サマーヒル」をイメージしてつけました。サマーヒルは世界で一番自由な学校と言われているいわゆるフリースクールの元祖のような存在です。ドイツで生まれ、後にイギリスに移転しました。30年くらい前にサマーヒルのことを知って、自由な校風と、子どもたちの主体性を大事にする姿勢に感銘を受け、ずっと憧れをもっておりました。一方、NPO法人コミュサーあおもりでは、フリースクール開設前の2年間ほど、月一で子供たちの居場所を開設していたのですが、その名前が「ひだまりカフェ」だったのです。陽だまりのイメージの「サニー」と「サマーヒル」を掛け合わせて、フリースクール「サニーヒル」が誕生しました。

最初に、私がなぜ不登校と関わるようになったのかをお話しておきたいと思います。私那不登校と関わるようになって、直接的関りと間接的関りを合わせると多分30年くらいになると思います。不登校の子あるいは親の支援みたいな形で関わってきました。実は現在89歳になる私の父

親がルーツなのです。教員だった父が、平成元年に八戸中央高校校長を最後に退職してすぐに、自宅を開放して「心の窓」という教育相談室を始めました。「フリースクール」は名乗りませんでした。たぶんこれが県内では実質的に最初のフリースクールだったのだと思います。その頃、私は社会教育センターに勤務していて、土日に八戸の実家に帰ったときに手伝う程度でしたが、約15年間父親がやることを見てまいりました。

15年間で58,000件の相談があり、自宅を訪れた方が16,000人だったという記録が残っています。その後、私も相談を受けるようになり15年程たちますが、まだ1,000人にも達していません。父親の10分の1にもいっていませんから、まだまだ未熟だと思っています。

当時、「心の窓」でどんなことが行われていたかといいますと…。最初は週一回土曜日に集まっていたようなのですが、土曜日まで待ってられないわけですよ。不登校の子もその親も。ですから最終的にはほぼ毎日ということになってしまいました。何時から何時までもほとんど無いような状態。この様子を放送局がドキュメンタリーにして全国放送にしたところ大反響になって、北海道から沖縄まで全国各地から電話相談が入るようになって先ほどの件数になってしまったのです。実際に自宅を訪れた方も全国からで、九州からアポなしで訪れた親子もいたそうです。

30年前は今のよう学校教育センターや適応指導教室などの公的なサポートは十分ではなく、民間の相談機関やフリースクールのようなものほとんど無かったので、県内はもとより全国の人たちが、それこそ藁にもすがるような気持ちで来られたんだろうと思います。24時間電話相談に対応していて、夜中の1時2時に電話がかかってくる、4時まででも5時まででもずっと話を聞くというような人でしたので、体を壊して15年間で閉じてしまったのでした。

父親がやれなくなったら行き場がなくなって困る人たちが出てきたんですね。どこで聞きつけたのか、息子が一人いるらしいということで社会教育

センターに突然訪ねて来られた方がいました。教育相談の看板を上げているわけはなかったのですが、追いつくわけにもいかず相談に乗っていたのですが…。それが、口コミで広まって次から次へと来るようになり、その後、生涯学習課とか、青森北高校とか、県立盲学校、それからまた社会教育センターと職場は変わるわけですが、本業とは別に、私設教育相談室のような状態で不登校と関わってきました。現在もフリースクールサニーヒルを介さずに相談に来る方がいます。抱えているのは常時5人から7人ぐらい。年間で20人ぐらいですかね。今朝も起きて3件ほどメールとLINEで相談をしてから来ました。

ここでもう一人紹介しておきたいのが伊藤功一さんという方です。この方は平成3年から13年間十和田市で「生活学校たかもりやま」を開設していました。ここもいわゆるフリースクールだったと思います。もともと小学校の先生で退職なさってからお仲間と一緒にそういう施設を作って不登校の面倒をみていました。父親は病気で辞めてしまいましたが、伊藤先生たちは高齢化で幕を下ろすという感じでした。そういうことがずっと気になっていて、民間と自分がいた公的な教育施設がうまくタイアップをするような不登校の総合支援事業をやりたいと思うようになりました。実は計画を立て、設計図を作り上司にもオッケーをもらっていたのですが、盲学校への異動のためにお蔵入りになってしまいました。自分の職業生活最後の仕事と思っていたので本当に心残りでした。

父が何年前に自分史という手記のようなものを作ったのですが、それに書いてある当時のことを紹介したいと思います。「学校に行けず一年半も部屋に閉じこもり母親も顔すら見たこと無い生活だった男子がやっと部屋から出るようになってから暴れ出した。苦しい自分の腹いせに母親にあたりちらす。母親の手を縛り頭に小麦粉をかけジュース、醤油、ソース、油をかけて殴る蹴る。果てはテレビを壊し食器を投げつけて家具を壊す。そのたびにその母親を我が家に保護をした」ということが書いてあります。それから「それは寒い

日の夜だった。玄関で助けてください、先生入れてくださいと母親の声がした。家に入ってもらいと異様な臭いがした。頭から息子に灯油をかけられて我が家に飛び込んできたのだった。息子がもがき苦しきどうにもならない気持ちを母親に向けた。息子のひどい仕業に驚いた夜だった。幾日も幾日も我が家は灯油の臭いが絶えなかった。ガタガタと恐怖に震えた母親の顔を今も忘れることはできない」。

不登校というのは症状なのです。その後ろにはいろんな背景があるのです。一人ひとりみんな異なります。暴力団の事務所に泊まり込むようになった子どもを、体を張って連れ戻してきたこともあったそうです。このような例は特殊だと思われるかもしれませんが、今は軽症であっても、対応を違えば深刻化する可能性も否定できません。現在私が相談にのっている子たちも多様です。非常に深刻な子もいます。高校3年生なのですが、あと1日休むと単位不足で卒業できなくなると言われてから全く行けなくなってしまいました。とりあえず休学届を出したのですが、休学届を出したら少しは楽になったのかな、高校等卒業認定試験を受けると言っているそうです。それが新しい一歩になるのかどうなのかまだ予断は許さない状況です。それから中学校3年生の男の子、今日もお母さんからメールがありましたけれども、今日で10日間風呂に入っていないと。部屋から出てこないのだそうですよ。どうせ自分はもう駄目なんだと。もう綺麗にしたって意味がないと。ちょっと今の段階ではどう対処して良いかなかなか難しいです。

一方で中学校3年生の女の子なのですが、学校には行けないけれど、人生に対しては前向きな子がいます。「行けない」ではなく「行かない」なのかもしれません。高校には行きたいとのことですが、友達とかが行くような学校には行かないということと、もう一つは家を出るって決めたいです。自分が学んでみたいと思えるような学校を探して、お母さんと一緒に東京で開かれた学校説明会に行ったりしています。今第一希望にして

いるのは北海道の高校だそうです。全国展開で自分の進路を考える逞しい不登校児です。

もちろんこの子だってこの先どうなっていくかわかりませんが、ただ、非常に多様だということだけは間違いない。ですから、今日のメインテーマである個を尊重していくということが大切なのです。学校に戻せばいいとかいう単純なことではないのです。学校に戻すのが良いという子もいれば、そうでない子もいるかもしれないのです。その根っこの「個」を大事にしなければならない、尊重しなければいけないということを見失わないようにしながら対処法を考えていかなければ。

今回お招きいただいて単に不登校の話ということではなくて個の尊重と学校教育というタイトルだと聞いたとき、私は大変ありがたいテーマだなと思いました。(坂本 徹)

5. パネルディスカッション (一部紹介)

5.1. 教諭時代に不登校の子がいたということですが、当時そのような子に対してどのような対応を行っていましたか。また、現在その対応を振り返ってみてどのように感じますか。

坂本：教員になって4年目か5年目のとき、まだ27、8歳ぐらいでしたかね。T君という子が僕のクラスに転校して来ました。その時は私も全然本質がわかっていませんでした。ですから対処療法しかできなかったです。何でこの子が不登校になったのかとか、その背景には何があるのかとか、そういうことを多分全然考えていなかったと思います。しかもなんとかして教室に戻そうとそればかり考えていました。ですから家庭訪問をしたり、仲の良い友達に「卓球部に誘ってこい」と仕向けてみたり。

少なくとも若いときは知識もなかったし教えてくれる方もいませんでした。ですから今考えてみたらとんでもないことをしたなと思います。本当に未熟者だったと思います。救いだったのは、その後、某大学に進んだその子は、大学生活においては4年間皆勤だったそうです。何が彼をそうさ

せたのかはいまだにわかりませんが、学校に行く力をどこかで彼が取り戻したのだと思います。

5.2. サニーヒルを卒業した生徒達がどのような生き方をしていたら良いと思いますか。就職の受け皿などを検討していますか。

坂本：高校まではサポートが充実しているが、社会人になってからの適応対策はどうなっているのか。社会では理不尽な業務や人間関係に出くわすことも多くなるので、その点に対してどのようなアドバイスを行っているのかという質問ですね。これはなかなか難しいと思います。私自身、不登校になったことはありませんが、職場に行けなくなったことがあります。かなりの重症でした。それこそ学校でいえば退学届を出す寸前まで行きました。上司との対立がきっかけで、出勤しようとしても体が動かなくなって、涙が止まらないとか、体に震えがくるとか、不登校の子たちが表す症状を同じようなこと。ですからそれはどの社会にもあることだと思います。

今振り返れば、そのことが私を強くしたとも思っています。同様に、不登校だった子たち、元不登校の子たちに、その不登校だった時期があなたにマイナスだったかと聞くと口をそろえて言います、「いや、プラスだった」と。それからもう一つ父親の手記の中にさっきのような悲惨な話がずっと続いていた後ですね、こういうのがあります。「しかし、どの子どもも立ち直った」。居酒屋を開いた子、動物病院で働く子、ミュージシャンになって活躍している男の子、立派な大工さんになった子ども、不登校だった兄弟は見事高校に復帰して大学を受験、東大、電気通信大、二人とも受かって一流会社に今は勤務。きびきびと働く看護師さんになった子もいる。結婚してお母さんになった人もいる。このように、子どもたちは見事に立ち直り巣立っていった。嬉しい限りである。私たちにできることは何か。つまづいて果てしない闇の中で悩める子どもたちに寄り添い温かく見守る。この一言に尽きると思う。

ずっと言っていました。必ず立ち直ると。18,000人大丈夫だったと。ただ、早いか遅いかだと。待ってあげられるかどうかだと。そういう環境を作るかどうかだと。楽観的と言われればそれまでかもしれませんが、私はやっぱり父親から聞いたこの話は信じていきたいと思います。

私たちは何ができるのでしょうか。社会に出るからのことは関与できないのです。それは高校の先生だって大学の先生だって同じです。巣立ってしまったら手も足も出せません。せいぜい相談にのるぐらいしかできません。やれることは何か。関わっているときに何とかして強い力を身に付けさせることなのだろうと思います。サニーヒルにおいても、理事長とよく話しているのは、ただの居場所ではなくてここでいろんな経験をさせたいね、単に勉強ということだけでなくいろんな大人と関わらせたいね。そうすることで強くなっていてもらいたいねという話をしています。

私はサニーヒル以外にも色々と活動しています。現在、レスタという学生団体を主催していますが、これはもともと不登校の子の面倒を見るためにと思って作った団体です。今は、高校生と大学生のグループで小中学生相手に、一緒に宿題をやったりかけっこしたり、鬼ごっこしたりしているのですが、なぜそんなことをやっているのかは忘れたくないです。不登校の子やあるいは障害がある子がいつでも入って来られる場を自分たちは作っておこう。そういうことをやっているのです。フリースクールが全てをカバーできるものではないですけれども、場のひとつとして社会に出たときに強い力をもって生きていける環境みたいなものを提供していけるようになれば良いと考えています。

5.3. 個を尊重するとはどういうことか

坂本：日頃考えているところをお話します。個の尊重ということなのですが、私が一人ひとりを大事にしなければ思ったのは、教員になってすぐの頃だったと思います。それは、数学という教科の特色によるものだったかもしれません。

例えば、20人の生徒がいてテストの平均点が50点だったとして、50点に合わせた授業をしてよいものでしょうか。もし、詳しく調べたら10人が100点で10人が0点で平均50点だったら…。50点相当の授業はどの子にも合わないことになってしまいます。0点の子も100点の子も合わないわけですね。平均点には魔物がすんでいるのですが、私たちはこの平均点というものに非常に大きく影響を受けています。例えば、生徒本人も親も「平均点より上だったらまあ良いか」といった相対的な評価の仕方が身についてしまっているわけですね。今は絶対評価が重要といわれるようになりましたが、相対的な評価が無くなったわけではありません。偏差値などというものは正しくそうなのです。20人の集団を1つのモノと見てはならないのです。

学業以外のことについても同じことが言えると思います。ですから一人一人を大事にしようという気持ちがなかったら、学力を伸ばすことができないだけではなく、その子の人間性だったり、情緒だったり、そういうところに対応することもできないのです。昨年「みんなの学校」という映画を見て、そこに登場する大阪市立大空小学校の前校長である木村泰子先生のお話を聞く機会がありました。不登校の子であれ、発達障害の子であれ、全てを受け入れる。その校長先生の考え方は教員だけではなくて児童にまで浸透しているのです。しかも、学校という領域に留まらず、「学校が変われば地域が変わる、地域が変われば社会が変わる」と、学校から社会を変えていこうという運動にもなっているすごい取組だと思いました。

ただ、一方で、学校が全てを抱え込むというのはいかがなものかなとも思います。学校は万能ではないのですから、家庭も社会も一緒になって子どもを育てていくという、そういう考え方を広めていかなければいけないと思います。親もそうです。学校に行けないということだけで悩んではいけません。不登校OBの子たちは口をそろえて言います。あの時期があったから今の自分があると。皆さんの中には例えば大学受験に失敗して

一浪二浪した人がいると思います。そこで2年間ぐらいのブランクがあるのと、中学校とか高校で2年間のブランクがあるのでどこが変わるのでしょうか。客観的に考えると、「他の子たちが体験できない貴重な体験をしている」ことにもなるわけです。もちろん、渦中の本陣は苦しい。だからこそ、せめて周りにいる親とか支援者はそういう目で見ていけるようになりたいものだと思います。

5.4. ハイブリットな学びの可能性

小野：今時遠隔でも授業を受けられるシステムはあるので、例えば大学受験の予備校とかだと東京の本校の超有名講師の授業が放送で録画されていてそれを仙台でも受けられるようなのは結構よくあるんですけれど。そういうふうな形でやるとなると、今は学校に行けていない子たちも少なくとも勉強はできるのかなと思っていました。ハイブリット教育、ハイブリットといってもいろいろ形があって、現地で行うのとテレビでやるのもハイブリットというのもそうですし、行政と民間が半官半民の形での教育施設というか、そういう意味でのハイブリットというのものもあるんですけれども。今私が述べたような半官半民型にすれば資源の問題は解決できるかもしれないと。あとはデジタル技術を使って学校でなくても授業が受けられるという形が一つ私としてこれから先の不登校支援の方法として思いつくところではあるんですけれども。

坂本：通信を使った話、これは例えばサニーヒルの中でも話が出ています。サニーヒルにも来られない子はいるわけですよね。そういう子にはこういう手段を講じることも必要だと考えます。先ほど本山先生のお話にあったスペース・イオですが、そこはもうとっくにやっています。私が行ったのは8年ぐらい前ですか。秋田市にある明徳館高校という通信制・定時制の2,800人もの在籍がある大きい高等学校の一角に小中学生の居場所であるスペース・イオがありました。フリースクールのようにいつ来ても良いし、いつ帰っても良い

ような状態で、午後から来る子もいたり、午後から学校へ行く子もいたり、週に1回来る子もいたり、一人でしか勉強できない子もいたり、数人でやれる子もいたり、あるいは集団で勉強する子もいたり、非常に多様でした。しかも、通って来られない子たちのためにということで専門の先生方が4、5人いらっやって、パソコンを使って通信で教えるというのをもうとっくにやっていました。いわゆる学力テストで秋田県がすごいというのは有名でしたが、秋田県の教育に取り組む真剣さを改めて感じさせられました。不登校の要因の一つに学力不振があるとすれば、それも考えていかなければならないだろうなと思います。

もうひとつ官民の話を見せてください。私の父や伊藤先生たちは病気や高齢化によって閉じることになってしまいました。民というのはとても熱いのですけれども、持続する力が弱いのですよ。一方、官の方は持続性が強いですが、基本的に9時5時の世界なのです。教育センターの相談課の先生といえどもお仕事でやっている。もちろん熱心にやっておられる方が大勢いらっしゃるのですが…。親が子どもに対してというのとはやっぱり違います。官民それぞれ一長一短あるのでうまい具合に合わせていったら持続可能で熱い仕組みが作れるんじゃないかなと思いましたが、私は今その立場にはいない。残念です。

先ほど本山先生からご紹介があった、私が世話人をさせていただいている「子どもたちの未来を考えるネットワーク会議」なるもの。6月25日に1回目、11月18日に2回目の会合が開催されました。これから年に1回ぐらいずつやっていくと思うんですけれども、6月は40団体ぐらいが来ていたんですね。80人ぐらい。官も民も。市教委も来ていましたし、県教委も来ていましたし、県庁の子ども未来課とか青少年課とか。事業を起こすという大それたところまではいきませんが、そこで情報交換をしていく中で、上手に官と民と一緒にやっていける機運が高まっていけば良いなと思いますし、長くやっていければいいなと感じております。

小野：ありがとうございました。通信教育の話も私が言っておいてなんですが、勉強というところはカバーできるかもしれないけれどもというのはありまして。なんとなく私がこの大学に来て5年目で、教育って何なんだろうなというのを深く考えだしたのもここ2、3年の話ではあるんですけど。何か明確な目標があれば分かりやすいですね。東大に何人合格だとか、それがその学校の目標なんだと決まっていれば、そこに向けてとにかくどんどんやっていけば良いという話になるんですけど。フリースクールの在り方をどうするかというのもそうなんですけど、結局は目指すべきところは何なのかというのはどうしてもパッと、抽象的にはみんなが幸せに暮らせればそれでいいという話になるんですけど、何が幸せなのかというのも人によって違うでしょうし、何をすれば幸せになれるのかというともそれも難しいでしょうし。教育というものの永遠の課題なのかもしれないんですけど、どこに向かって我々は教育しているんだろうかみたいなことはすごく私の大学での教育というところで日々感じているところであるわけです。

先ほども言ったように、結局フリースクールを出て正規の学校に通えなくてもその後社会人として活躍しているということであれば、別に学校じゃなくても良いと。あるいは小中は通えて高校で不登校になってしまったという子がいたとして、そもそも最初から中卒で働いていますという人が生き生きと働いて満足のいく生活をしているわけで。別に高校なんて行かなくても幸せにはなれるんだというふうな話になるのか。

よく子どもの貧困との関係で低所得の家庭の子は得てして学力が低いと。それを解決するために政府が考え出したのが塾のクーポンを配れば良いというふうなことを言ったと。ですから学校が結局貧困家庭、所得が低い子たちがなんで学力が低いかというと塾に行けないからだというわけですよ。なので、そういうふうな子どもたちにも、塾に行けるようにクーポンを配れば学力が高くなって良い暮らしができるんだというような理屈なの

かもしれないですけど、それは塾に行かなければ幸せになれないのかっていう疑問を生じさせますし、そうだとしたら憲法25条の観点からやはり問題のある考えだなと思うわけです。

憲法第25条には人間は健康で文化的な最低限度の生活をおくることができるを書いてあるんです。憲法25条は社会権と呼ばれる権利の核となる条文なのですが、その社会権というのは例えば表現をすとか、自分で好きなことを考えとか、自分で好きな商売をすとか、そういう自由を獲得するために必要な環境を整備しろというふうに国に対して要求する権利なんです。ですから自由権と社会権というのは車の両輪で、どちらかだけでは達成できない。好きな表現がしたいから、好きな本が読みたいと思っても、好きな学問を追究したいと思っても、それができる環境がなければ生命への危険が無い安心した生活がしたいと思っても、それを可能にするような上下水道の整備ですとか住環境といったものが無ければいけないのと同じように、教育を受けられないということは自由権を享受できなくなることだと言ったんですけど、そうした観点からすれば、憲法26条で教育を受ける権利というふうなものがあって、それはただ教育を受けさせれば良いというふうな話ではなくて、全ての人々が健康で文化的な最低限度の生活がおくれるように、そこに達成させる責任が国にはあるのだと思うのです。その中の一つの手段として学校教育、学校を中心とした教育制度というものがある。

先ほどお話が出ましたが、学校だけが子どもたちの居場所ではなくて、学校もあって家庭もあって、その他社会もあって近所のおじさんおばさん、お隣の人とか、そういうのを全部ひっくるめて社会なわけですから、学校に行っても行けなくても、最終的にはその一人一人が健康で文化的な最低限度の生活が送れるようにいろいろと策をもっと細かく考えていく必要があるのではないかなど。ざっくりと生活保護があれば良い、ただ社会保障があれば良いということではなくて、社会保障や社会福祉というのは相当細かくいろんなこ

とが決まっているわけですよ。でも学校、教育を受ける権利ということになると、そこが全部学校というところに投げられているのも、本来の筋としてはもしかしたら違うのかなと思うわけです。

5.5. まとめにかえて

小野：最後にまとめもかねて、もう少し広い目線で不登校児童生徒への支援というところを越えてこれから先子どもたちに必要なものというのは何なのかというのを簡単にお話いただければと思います。

本山：坂本先生の「持続可能で熱い仕組み」というのはとても素敵なお言葉だと感じました。官民一体になった公というのを捉えようとするときに、官にできることできないこと、民にできることできないことをより深く理解しなければなりません。そして、それが教育行政の中ですごくわかりやすい形で見えてきているのが実は不登校支援だったりするわけです。民の部分でのフリースクールというのは全国的に出てきていて、学校外の多様な学びを法律で位置付けようとする動きまで出しました。「ガバメントからガバナンスへ」といわれますけれども、そういった点では不登校支援というのは先駆的であるといえます。

最後に不登校に限らずというところでいいますと、私たち自身今持っている当たり前というのを常に相対化していかなければいけないと考えています。特に大人世代、学校の先生もそうだと思います。教育技術の発展、とりわけEdtechについて現在では文科省だけでなく経産省が入ってきています。「自分たちのときはこうだったけれども今の子どもたちに必要なのはこうだね」と考えられるある種の柔軟性が必要だと思いますし、そのためには学び続けなければならない。公立学校においても当たり前を相対化すれば、学校を変えることもできると。その一つの例が先ほどあがった大空小学校だと思っています。

学校現場の中でも変わろうとしているところがある。一方で、学校が変わろうとしても保護者や

地域から反対されて変わらない学校もある。部活動の地域移行がうまく進まないというのもその一つです。このようなときに一人一人が教育の当事者として、本当に子どもにとって大切なものについて考え議論できること、議論し続けることが大事じゃないかと思っています。

坂本：10日ほど前に社会教育センターで講義をする機会がありました。「社会に開かれた教育課程の編成に向けて」という内容で、小学校、中学校、高校、特別支援学校の先生方が80人ぐらい受講されていました。学習指導要領が改訂に伴う勉強会です。ネットでも見ることができますので、小学校のでも中学校のでもいいのでご覧になってみてください。

改訂された学習指導要領には前文が付いています。これは初めてのことであります。なぜ学習指導要領を改訂するのか、教育の目的と目標、これからの学校が求められること、社会に開かれた教育課程とは何であるかなどが、この前文に書いてあります。前文を読み解いていくと、学校としての、教員としてこれから何をしなければならないかということが見えてくるんですね。ただ、今まで経験の無いことが多く含まれているので、現場の先生方は結構戸惑っているようです。

日本の教育は「読み書きそろばん」から始まったわけですが、「読み書きそろばん」は目的ではなくてツール、道具だったはずなんですよ。今、多くの人々は何のための読み書きそろばんだったのかということをおぼろげに忘れてしまっている。英語も数学も国語も大学受験のためと思っている先生も多いし、それが当たり前の状態になっています。それをもう一度、原点に立ちかえって考えてみましょうというのが今回の学習指導要領の改訂なのだと思います。

学校が目指すものと地域が目指すものは同じであるはずですよ。端的に言うと子どもたちが幸せになるということですよ。それが地域の将来像であるし、地域が求めるものということ。その実現のために学校における教育があるということ。だから、学校と地域が一緒になって、目標と方法

を考えていきたいと思います。

岐阜県立可児高校の浦崎太郎さんの提唱が有名ですけれども、あれは岐阜県の可児市なりのやり方であって、青森には青森のやり方があるはずで、私は既に学校教育の現場からは離れた人間ですが、これからか、一国民、一県民、一市民として、子どもたちのための何ができるのかを考え、行動していきたいと思います。

小野：先生方、大変貴重なお話ありがとうございました。またこのような形での研究会を来年度以降何かしらの形で開けたらいいなと思っておりますので、もしご興味をお持ちの方はお越しただければと思います。最後までご参加いただきましてありがとうございました。

注

- 1 「『あおりサニーヒル』開設 県内唯一 子供たちの居場所に」（『毎日新聞』2018年7月3日）。
- 2 2019年度より坂本徹氏はあおりサニーヒルの顧問を務めている。
- 3 2019年10月25日に文部科学省初等中等教育局長より「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が出された。同通知は不登校に関する調査研究協力者会議およびフリースクール等に関する検討会議による教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめを踏まえ、過去の通知を含めて学校復帰を前提とした不登校支援の在り方を見直したものである。なお、同通知をもって「登校拒否問題への対応について」（1992年9月24日）、「不登校への対応の在り方について」（2003年5月16日）、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（2005年7月6日付）および「不登校児童生徒への支援の在り方について」（2016年9月14日）は廃止された。
- 4 後藤（2109）に同様の指摘がある。

参考文献

- ミック・ベルハイド（平野裕二訳；国際人権法政策研究所編）（2007）『註釈・子どもの権利条約28条：教育についての権利』現代人文社。
- 後藤武俊（2019）「学校外教育の公共性に関する考察—困難を抱える子ども・若者への包摂的支援の観点から—」『日本教育行政学会年報』第45号、41-57頁。
- 濱川今日子（2009）「子ども観の変容と児童の権利条約」国立国会図書館 調査及び立法考査局『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』、66-78頁。
- 堀真一郎（2013）『きのくに子どもの村の教育』黎明書房。
- 今津孝次郎（2017）『新版変動社会の教師教育』名古屋大学出版会。
- 伊藤功一（2007）『不登校の子どもに教えられたこと—元教師による不登校問題への提言—』日本標準。
- 加瀬進（2018）『フリースクール等の支援の在り方に関する調査研究報告書』（2017年度文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」「学校以外の場所における教育機会の確保等に関する調査研究」—「民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究」—）。
- 京都市立洛風中学校（2014）『洛風のKiseki II（開校10周年記念：人権教育編）』。
- 本山敬祐（2018）「フリースクール」日本教育経営学会編『講座現代の教育経営5 教育経営ハンドブック』70-71頁。
- 永田佳之（2005）『オルタナティブ教育—国際比較に見る21世紀の学校づくり』新評社。
- A.S.ニール（堀真一郎訳）（2009）『新版ニール選集③ 恐るべき学校』黎明書房。
- 日本弁護士連合会（編著）（2017）『子どもの権利ガイドブック [第2版]』明石書店。
- 奥地圭子（2005）『不登校という生き方：教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版協会
- 大沼安史（1982）『教育に強制はいらない：欧米のフリースクール取材の旅』一光社。
- 小澤周三（2002）「フリー・スクール」安彦忠彦ほか編『新版 現代学校教育大事典』第6巻、ぎょうせい、13頁。
- 佐川佳之（2018）「フリースクール」日本教育社会学会編『教育社会学事典』丸善出版、522-523頁。
- 下村哲夫（1978）『先きどり学校論』学陽書房。
- 高根沢町教育委員会（2015）『高根沢町フリースペー

- ス「ひよこの家」開設10周年記念誌 ひよこ10年の歩み』。
- J. Todres, S. Higinbotham (2016), *Human Rights in Children's Literature: Imagination and the Narrative of Law*, (Oxford)
- 友野清文 (2017) 「生徒指導の意義と学校教育制度—『教育機会確保法案』についての議論をめぐって」『昭和女子大学現代教育研究所紀要』第2号、83頁。
- 辻正矩ほか (2013) 『こんな学校あったらいいな：小さな学校の大きな挑戦』築地書館。
- UNICEF (2007), *Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child*, (3rd. ed.), pp.407-454.
- 弓田千春 (2017) 「単位制・通信制高校、サポート校、フリースクール」児玉隆治・近藤卓・元永拓郎編『学校メンタルヘルスハンドブック』大修館書店、97-102頁。
- 渡辺位 (2006) 『不登校は文化の森の入り口』東京シュレー出版。
- 全国不登校新聞社 (2016) 「不登校50年証言プロジェクト #02 坂本悦男さん」。